

社会資本整備・交通分野における 循環型社会形成の取組み

平成19年10月1日



国土交通省

国土交通省における循環型社会形成の取組み

1. 社会資本整備分野

(1) 建設副産物の対策

(2) 下水汚泥の利活用

(3) 公共工事における環境物品等の調達促進

2. 交通分野

(1) FRP船リサイクルシステムの構築

(2) 静脈物流システムの構築

① 事業者の取組に対する支援

② リサイクルポートの構築等

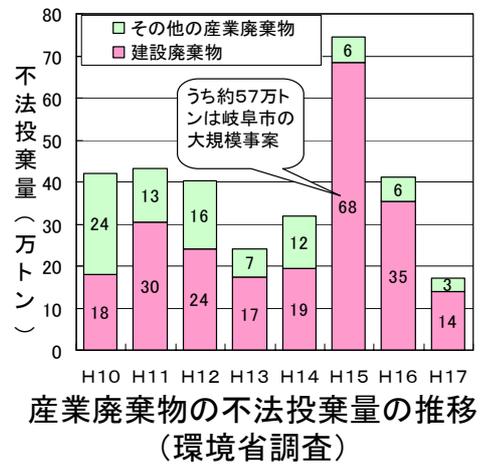
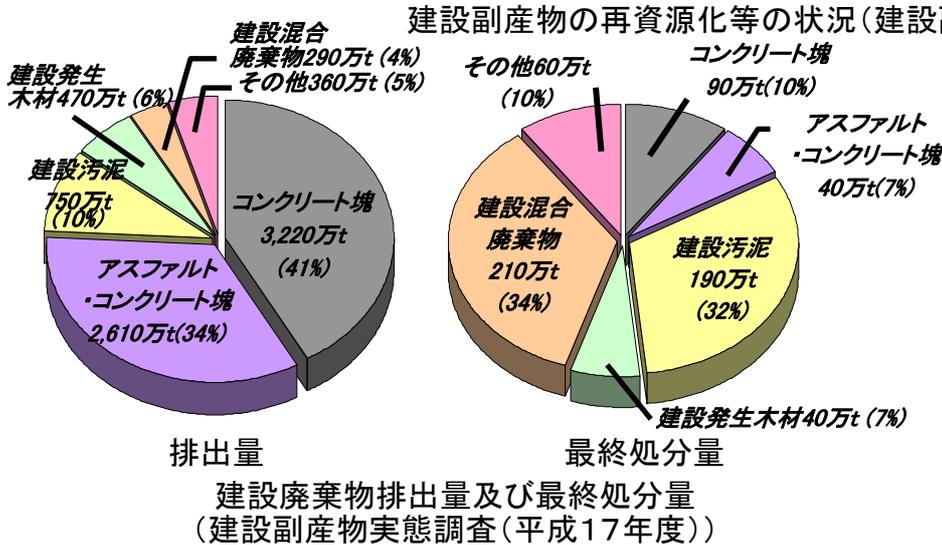
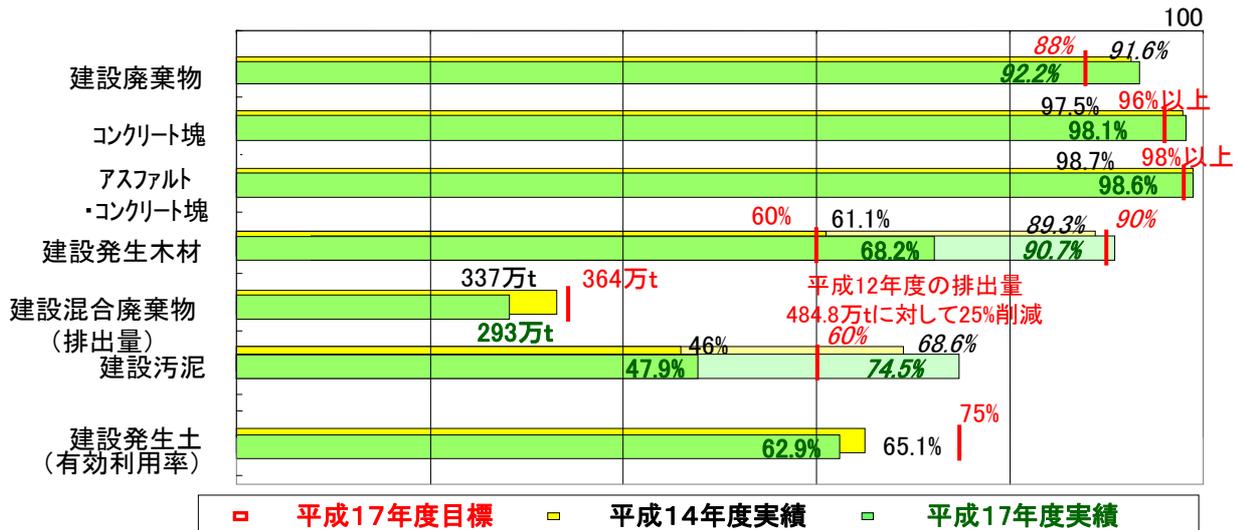
(3) 自動車に使用するバイオディーゼル燃料関係

1. 社会資本整備分野

(1) 建設副産物の対策

建設副産物の対策について

- ・建設廃棄物全体の再資源化等率は92% (H17)まで高まっている。
- ・建設発生木材、建設混合廃棄物、建設汚泥のリサイクルがまだ不十分。
- ・建設発生土の工事間利用が十分に進んでいない。
- ・不法投棄量の大半を建設廃棄物が占めている。



建設リサイクルに関する主な取り組み (循環型社会形成推進基本法以降)

- ① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (通称:建設リサイクル法) (平成12年5月)
- ② 建設リサイクル推進計画2002 (平成14年5月)
- ③ 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)
- ④ リサイクル原則化ルール (平成14年5月、平成18年6月改訂)
- ⑤ 建設リサイクルガイドライン (平成14年5月)
- ⑥ 国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称:グリーン購入法) (平成12年5月)

建設リサイクル推進施策検討小委員会

これまでの経緯

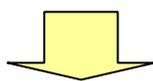
新たな建設リサイクル推進計画の策定を視野に入れ、建設リサイクルや建設副産物の適正処理等に関する推進方策を検討するため、社会資本整備審議会・交通政策審議会に建設リサイクル推進施策検討小委員会を設置

平成19年1月に第1回を開催

今後の予定

平成19年内

建設リサイクル推進施策検討小委員会
報告書とりまとめ



新たな「建設リサイクル推進計画」の策定に反映

検討の論点

発生抑制

現場分別

再資源化・縮減、適正処理の確実な実施

再生資材の調達

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再生利用

建設発生土の有効利用、建設汚泥の再生利用

建設発生木材の有効利用

建設リサイクル推進施策の理念について(案)

1 これまでの施策経緯

- ・リサイクル原則化ルールや建設リサイクル法の施行により建設副産物対策が進められ、建設廃棄物全体の再資源化等率は92%(H17)まで向上
- ・一方、発生抑制の取組、不法投棄の問題等の課題が依然として存在

2 今後の方向性

①関係者の意識の向上と連携強化

- ・全ての関係者が、循環型社会形成に向け高い意識を持ち、関係法令を遵守することのみならず、積極的にそれぞれの責務を果たすこと
- ・トレーサビリティの確保等に資する情報管理の充実
- ・関係者間のより一層の連携強化
- ・国民の理解と参画を得るための継続的な啓発活動

②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開

- ・資源投入量と最終処分量の最小化
- ・有害物質の適正処理の徹底や、再生利用の際の環境安全性の確保
- ・地球温暖化対策への十分な配慮、地域的な循環型社会形成

③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

- ・民間主体の創造的な取組が生かされやすい環境の構築
- ・各分野の技術や制度に精通した専門家の適切な関与